



(ふりがな)

1. 政治団体の名称

(令和6年分)

収 支 報 告 書

おかべちづるこうえんかい
岡部ちづる後援会

2. 主たる事務所の所在地

広島市西区井口台1-5-26-702

3. 代表者の氏名

岡部 千鶴

4. 会計責任者の氏名

岡部 栄夫

事務担当者の氏名

岡部 千鶴

(電 話)

082-942-5991

※この欄は、記入しないでください。

整理番号						リスト消込	名寄せ	資産
2	0	0	5	4	0		有 無	有 無

政 治 団 体 の 区 分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 特定パーティー開催団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活 動 区 域 の 区 分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☒ 有

公職の種類 広島県議会議員(現職)

届出者の氏名 岡部 千鶴

☐ 無

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号

公職の種類

公職の候補者氏名

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

11	15			
1	0	0	0	0

1. 収支の総括表

(1) 収入総額 (①+②)	16	18	87	24,300 円
① (前年からの繰越額)	0	2	0	0
② (本年の収入額)	0	3	0	24,300
(2) 支出総額	0	4	0	0
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))	0	5	0	24,300

11				15
1	1	0	0	0

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	16	18	87	金額	員数
	0	1	0	0 円	0 人

11				15
1	1	0	1	0

(2) 寄附

ア 寄附の区分(イを除く)	16	REC No.	18	87	金額	9	備考
(ア) 個人からの寄附	0	2	0		0 円		
うち特定寄附	0	3	0		0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	4	0		0		
(ウ) 政治団体からの寄附	0	5	0		24,300		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ))	0	1	0		24,300		
(寄付のうち寄附のあつせんによるもの)	0	6	0		0		
イ 政党匿名寄附	0	7	0		0		
合 計 (小計+イ)	9	0	0		24,300		

11					15				
1	2	0	2	0					

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳						寄 附 者 の 区 分	政 治 団 体	
			団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名	備 考
16	18	27	86	87	98	99	122	
					円			
			こ の 頁 の 小 計	0				
8	1	0	そ の 他 の 寄 附	24,300				
9	0	0	合 計	24,300				

※ 同一の政治団体からの年間5万円を超える寄附は個別に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1. 領収書等の写し
2. 監査意見書(政党本部及び政治資金団体に限る。)
3. 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 / 月 28 日

政 治 団 体 の 名 称 岡部ちづる後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名 岡部 栄夫



代 表 者 の 氏 名



(解 散 時 の み)

(備考)

- 1 「会計責任者の氏名」欄に記名押印又は署名すること。
- 2 解散時の場合にのみ「代表者の氏名」欄に記名押印又は署名し、政治団体解散届と併せて提出すること。